

日本唯識研究

—『同学鈔』の円測法師評価への試論—

太田久紀

(一)

日本の唯識学は、三祖の定判を所依とする北寺の系統において発展した。インドにも中国にもみられない微細緻密な日本唯識学の深化と発展は三祖の定判をぬきにしては考えられぬであろう。三祖の定判にみられる細密な思索と論証、三祖相互の同異、或は慈恩唯識に対する西明寺円測派への難破などが、日本の学匠達の論議をうんだ。その長い論議の歴史が悠大にしてユニークな日本唯識の至宝『同学鈔』をうみだし、たといつてよい。三祖の定判の継承とそれへの思索と論議が、なんといつても日本唯識の主流であった。

しかしながら、また、日本唯識学は、『同学鈔』と同時代に、ただ単なる伝統の継承にとどまらない大きな変容をうみ

だしている。すなわち、貞慶(一一五五—一二二三)良遍(一二五二)両師の唯識学である。

貞慶・良遍両学匠に到って、突如として、観心修入と廃詮談旨の勝義諦門が強調されるようになった。観心修入も廃詮談旨も唯識学の最も重要な位置をもつものである。したがって、それを説くことが唯識学の大きな変容といふべきものではない。しかし、護法、玄奘、慈恩とつながっていく法相唯識学においては、本来の立場として、常に因より果へ、凡夫より仏へ、識より智への無限の修行をとることを不共の特徴として他に誇ってきた。廃詮談旨はその果の極点を示すものとして、どこまでも最後に説かれるものであった。ところが、貞慶、良遍に到って、あたかもその逆転といふべき果において因をみる、一乗的、性宗的方向が強く表にだされ、能所泯亡、攝在利那、一性皆成仏などの教義も説かれ、さら

に、禅や浄土教をさえその唯識学の体系の中にくみいれるようになる。もちろん、法相宗の教学全体がその方向にのみはしったとはいえず、元来の型のものも、そのまま伝承されており、性宗的傾斜は、あるいは、一時の特定の現象であったといえるかもしれない。貞慶は、『尋思抄』の著者であり、さらに『同学鈔』の編者の一人と目される人であり、また、『法相宗初心略要』などがあって、その限り、伝承を真摯に伝えようとする一面も厳然と持ちつづけた人でもあった。良遍にも、『応理大乘伝通要録』や『真心要決』の如き独自の立場をはっきりうちだしたものと並んで、伝承を踏まえていくこうとする『覚夢鈔補闕法門』の如きがあるのであって、決して大きい変容といふべきものが、その全てではなかったといわなければなるまい。しかしそれを承知の上で、なおかつ、十二、三世紀日本の唯識学は、伝承を超えたものをうみだしたといわなければならないのである。

貞慶、良遍という優れた学匠の内面において、相宗対性宗、三乗対一乗の問題が火花をちらし、その融即がはかられているということである。相・性、三・一の問題は、伝教・徳一の論争、応和の宗論などに典型的にみられるように、長い歴史の諍である。しかし、それらはいつても、相互に相手に対破するのみに急であって、お互の歩み寄りはみられなかつ

た。法相唯識学は、常に、三乗の立場を守りつづけてきた。しかるにその歩み寄りが、貞慶、良遍などの内証の世界においてとげられて⁽¹⁾いるのである。それが両師の独自の唯識学の性格である。

その歩み寄りを、唯識学の方向から生みだしたものは、一体、なにであろうか。十二、三世紀の政治、社会の動乱であろうか。禅、浄土教の呼びおこした仏者の動揺と摸索であったであろうか。他教学の影響であったのであろうか。それとも、法相教学の中における必然の道であったのであろうか。この小論は、その一つを、法相教学の中の一面に求めたいという試みである。そして、その法相教学の中のつながるものとして、『同学鈔』における西明寺円測の評価のしかたをとりあげたいと思う。『同学鈔』における西明寺円測の扱いの姿勢が、ある意味において、貞慶、良遍両師をうみだす底流として考えられるからである。

(一)

『同学鈔』は、十二世紀頃までの日本唯識の論議を網羅したもので、法相宗では、いまなお、四箇書と並んで最も尊重される典籍である。

その構成は、『成唯識論』の順序に従って、四箇疏あるいはその他の末疏等をひきながら問題をとりあげ、それを深めていくという形をとっている。その問題の提出も、論議も、緻密精細である。

問題は『論』や『述記』の中からとりあげられ、一つ一つ整理されて順をおって並べられている。大正蔵経で五九五ページの膨大なものである。結城令聞博士の『唯識学典籍志』(455頁)によると、現刊のものが三種あり、いずれも相互に卷数の違いがあり、三種とも種類を異にした異本であると述べられている。卷数が違うとともに、とりあげられる問題の数も異っている。深浦正文博士の『唯識学研究』(下77頁)によると、『大日本仏教全書』所収本は四八卷、一一四八論草、『大正蔵経』本は、六八卷、一一二八論草、木版本は、六七卷、一一一九論草となっている。一一〇〇余の問題が出されていることになる。唯識学の中からでてくるほとんどすべての問題が論議されていると考えてよいであろう。もちろんそのすべてが解決し尽されているわけではない。後の光胤の『聞書』や『泉鈔』等に「古来の未決なり」とか「不審なり」とかいうことばをあちこちにみいだすのである。しかし、日本唯識学の問題のとりあげかた、その討究の姿勢等の典型が『同学鈔』に収約されているといって過言ではあるまい。

(三)

西明寺円測(六一三—六九六)は新羅の人、慈恩大師と並ぶ玄奘門下の高足である。しかしそれ以前、法常、僧弁のもとで、毘曇、成実、俱舎、婆沙等を学び、『撰論』をよく講じたといわれる。もちろん、旧訳の『撰論』である。そこで円測の唯識学には、旧訳唯識のなごりがあり、性宗的、如来藏仏教的色彩があるといわれる。その意味では中国仏教史上、きわめて興味のある人ではあるが、そのことは慈恩大師より、慧沼、智周へと継承された唯識学とは全同でなかったことを意味する。

そこから、慧沼の激しい破難が加えられることになった。『了義灯』における円測および道証の『要集』に加えられる破斥は徹底している。そして、その円測の位置はそのまま日本にもうけつがれた。その著述のほとんどが亡失しているためもあって、日本における円測説の評価は、『了義灯』の延長といってもよい。しかし、すべてが『了義灯』の延長ではなかった。『同学鈔』の中に、円測説を支持しているところがあり、時には『了義灯』説に背いてまで、西明寺円測説を容認しているところがあるのである。

(四)

では、『同学鈔』の中で、西明寺円測は、どのように扱われているのであろうか。

扱われている論草の数は、大正蔵経本で七八位である。(以下大正蔵経本による)位というのは一には、見落しがあってもいけないからであり、一には、問題が二つにまたがっていたり、二つを一つと数えてよいのではないかと思われるところがあつたりするためである。

西明寺円測のとりあげられかたの基盤は、『了義灯』にあるといつてよい。『同学鈔』の基礎の一つといわれる『本文抄』の頃には、西明寺の『唯識疏』があつたのではないかと⁽²⁾いわれているが、『同学鈔』の中には、『西明疏』から直接引いたと思われるところはない。西明説の残っている中国のものでは、太賢の『学記』があるが、これから引かれたと思われるところもない。日本のものでは『本文抄』であり、これは『同学鈔』との関係が、きわめて大きいのであるが、⁽³⁾こゝと西明説のとりあげかたという点についてはあまり期待はできないように思う。『同学鈔』で、円測説がとりあげられるのは、七八論草であるが、その中、五〇論草の箇所に次のよ

うなことばのどれかがみられる。すなわち、「淄洲大師許之耶」「淄洲大師何破之耶」「淄洲難之」「灯云」「義灯破云」「灯引西明积」「義灯載西明義」「灯中難西明」等である。これは、あきらかに、西明説が、『了義灯』を基礎としてとりあげられているということである。そして、それが、七八中五〇にわたっているということは、『同学鈔』の西明寺円測の扱いが『了義灯』によつていふことであらう。『了義灯』によつてとりあげられた西明寺説によつて『同学説』は円測を扱つたといつてよいのである。

しかし、そこで扱われる円測説は、率直にいつて円測の唯識説の核心にせまるものではない。旧訳唯識を窺わせるようなものはないといつてよいと思う。例えば、靈潤の新旧両訳一四の相違にみられるような、種子有無の問題、心所各別自性の問題、三性、三無性、あるいは八識別体の問題等を扱うところでは、⁽⁴⁾西明説はとりあげられていないのである。あるいは、それに関連するかと思われるものに、「一意識計」の論草があり、『論』中、唯識迷謬種類としてだされる諸識用別体同説について、「諸識」とは何かを論じ、円測が、六識体一説をとつていふこと、宗家の意では、七識体一、八識体一の説をとることが述べられて西明説をとらないことが述べられているところがある。しかし、これも、積極的に、西

明説が旧訳唯識の識体説をとるものであることを論証するものではない。⁽⁵⁾最も基本的な問題については、西明説が参照されていないといってよいのではないかと思う。

では、円測説は、どのような評価をされているのであろうか。七八論草の中、やはりそれは邪解であると否定的に扱われるのが大部分であって、なんらかの形で、肯定的にみられているのは、わずか一七項目にすぎない。慈恩の正系からみる限り、これは当然のことであるかもしれない。しかし、その数はごくわずかであるとしても、異端邪説といわれる西明説が『同学鈔』の中で認容されていることは重要である。

(五)

否定の根拠は、なんといっても、『了義灯』である。中には①「伝写誤也」という「故六十劫」(369~370頁)②「演秘意不許此義歟」といって『演秘』によって否定する「准無間解脱同断一障歟」(68頁)③『疏』により理によって「未尽理」という資糧段の「西明二障体」(532頁)④執我の「我」を『撰論』『唯識』ともに第七識とうけとることが「誠難思」と否定する「由執我故」(316頁)等、幾つかの異った否定の型があることはあるが、その他は全部、『了義灯』に

よるといってよいのである。三祖の定判として『了義灯』を尊重する法相唯識学として至当のことであろう。

問題は、西明説を認容し肯定するところであろう。

(六)

西明寺円測説が『同学鈔』の中で、とにかくなんらかの型で認容され肯定され評価されているのは一七論草においてである。一一〇〇余の論草の数に比べて、それは、わずか一パーセントばかりにすぎない。きわめて少ない数ではあるが、看過できないものがあるのである。

まず、一七項目の評価のしかたは、八の型に分けることができるかと思う。

- (一) 『了義灯』の中で、すでに肯定的に扱われているもの。
- (二) なんのこともわりもなく西明説があげられているので、それを認容していると考えられるもの。
- (三) 西明説でも良いのではないのかと設問の型でだすもの。
- (四) 西明説は、慈恩説と同一であるとするもの。
- (五) 『灯』で一度破せられているけれども、よくみると慈

恩説と同じだから容認してよいとするもの。

(六) 『灯』では破斥されているけれども、それは、円測のいまいわしが不分明だからであって、西明の真意は認められてよいとするもの。

(七) 円測説も、とにかく筋が通るのだから認めてよいであろうとするもの。

(八) 『了義灯』『演秘』との関係で、西明説が認められているもの。

である。いささか煩わしいところもあるが論のすすめかたが大切なので一つ一つみていきたい。

(一) 『了義灯』の中で、すでに肯定的に扱われているもの。

これは、所依とする三祖の定判の中で、すでに認められているのであるから、あらためてとりあげるまでもないかもしれないが、それをさぐっていく道筋が大切なので挙げておきたい。これに(1)簡単に説かれているものと(2)かなり議論を積んだものとある。

(1) 「此則是瞋」

問西明意、忿心所、縁無漏法云云、灯師可許之耶

答可有許不許二意也、……下文且依初积意忿心所縁

無漏云也、依此意可許円測義也。(401頁上)

これは、灯師が西明説を許すのかどうかという問に対して、きわめて簡明に許不許の二意があり、円測義は許される可きだとしたものである。こここのところの『灯』は次の通りである。

忿依対現前不繞益境、西明問云、忿既縁滅、如何此説依現前境、解云從多為論、此論、頭揚俱説縁現、実亦縁滅、今謂、此积有違下文、初師小十総不縁上、後師嫉等亦不説忿尚不縁上如何縁滅、下許嫉等親迷滅道、不説此忿縁於滅道、若尔准下説忿亦縁利那過去、非唯現境、今何説現、若見怨家説滅道等、豈不於彼亦起忿耶、慈恩解云、許亦無失、此就龜相云不親縁、或即是瞋、雖然未見正文、任情取捨、これによると、慧沼は決して、積極的に西明説を「許」とはいつていない。「任情取捨」とは、積極的断定を下さないということではあるまいか。しかし『同学鈔』はこれを「許」意ありとして捉え、それを根拠に、西明意を「可許」としていることになる。

(2) は、縁起段の「西明二障体」の論草にみられる次の議論である。

問西明意、积二障体唯識論明自性体、仏地論通眷属

体云云 尔者淄州大師、可許此義耶(66頁上)

西明は、煩惱、所知二障体について『唯識論』は自性体を明し、『仏地論』は眷属体に通ずるといふ説を立てているが、それは許されるかというのである。それに対して「不許」という答がだされ、さらに問がつけられて、

付_レ之披_ニ唯識仏地誠説_一、尋_ニ護法親光本意_一、唯識云_ニ百二十八根本煩惱及彼等流諸隨煩惱_一、唯限_ニ本隨二惑_一、仏地論述_ニ若所發業、若所得果皆撰在中_一、広取_ニ所發業果_一、円測所解、妙順_ニ両論_一耶、是以披_ニ本疏解_一、彼論通_ニ遠眷属_一、皆假名_レ障、今此_レ擲_ニ自性障_一即不_レ取_ニ業果_一云云、若尔西明所积同_ニ大師定判_一如何、(66頁上)

といわれる。即ち、護法は本隨惑に限り、『仏地論』は所發の業界にまでひろげて解釈している。しかも『疏』でも『仏地』は「通眷属」、『唯識』は「擲自性障」といわれるのであるから、西明説は慈恩大師と同じではないのかと、西明への理解のある問いかたがなされるのである。これは、後で述べる(三)の中に多くみられる態度である。それに対して

親光菩薩護法門人、師資解_レ积、不_レ可_ニ梓楯_一…互存_ニ其旨_一、不_レ致_ニ相違_一…西明依_ニ顯文相_一并_ニ二師不同_一故、淄洲破_レ之…護法初出_ニ障体_一且_レ擲_ニ勝説_一、非_レ不_レ取_ニ業及果_一、以_レ不_レ説_レ唯故云云…若如_ニ円測_一者、今論有_ニ不_レ尽_レ理失_一、不_レ明_ニ假名_レ障之義_一故也、…委談_レ之者、通_ニ假実障_一、別論_ニ障

体_一唯限_ニ煩惱_一…西明未_レ致_ニ此分別_一故成_ニ淄洲所破_一也…今論意、標_ニ煩惱障者所知障者_一、正明_ニ障体_一、其中与_ニ正障_一一列_ニ業果_一、頗有_ニ其濫_一若不_レ尔者等文、即此意也、如_レ云_下以_ニ彼名濫_一故云_レ不然也、(66頁上—中)

と答えられている。紙数の都合で、問の部分はここにださなかつたが、『疏』文によって西明支持の方向から反論を加えている。そして結局、西明説は、顯文によって、障体のみと、通業果とに分けていうから『灯』に破せられるとする。ところがここで終わらないで、或義として、

西明義有_ニ許不許二边_一、見_ニ下論文_一總有_ニ二意_一、一云_レ依_レ知愚品總説_レ為_レ愚、一云_レ或彼唯説_ニ利鈍障品_一、而依_ニ初義_一、円測所积有_ニ不_レ尽_レ理失_一、不_レ顧_ニ此義边_一故…若依_ニ後義_一不_レ可_レ破_ニ西明_一、今_レ灯述_下又此_レ擲_ニ自性断_一故、但説_ニ根本及隨煩惱_一、仏地論等、擲_ニ三断_一故、若所發業若所得果故不_レ相違_上即此意也、(66頁中)

とつけられる。この義によると(1)の如く、西明義について許不許の二边をみいだしている。『論』卷九、十重障のところ、**「悪趣雜染愚」**のもとに①愚品總_レ為_レ愚②唯説利鈍障の二説があるが、初義によれば『灯』の破する通りであるけれども後義によれば、西明説は破するわけにいかないといっているのである。なぜならば『論』に**「悪趣雜染愚を、唯説利鈍**

障俱起二愚」と限定するところもあるからである。この限定した説からいえば「二障体」に限った西明説も成立する。しかして、『灯』が「又此擿自性断故但説根本及随煩惱、仏地論等擿三三断故、若所發業若所得果不相違」というのはそのことであって、初義の点で難破されるのであって、後義によれば『灯』の「又此…」と同じことになり、すでにそこで西明説が認められていると考えられ「不許」のみとはいえないというのである。この問題は『本文抄』でだされているものであるが、そこでは取捨はなされない。『同学鈔』の論議をみると、(a)西明説を認めようとする問者、(b)それを不許とする答者、(c)一面では許という別の答者が三巴になって説をとなえていることがわかる。有義は、原本の註に、菩提院とある由であるが、『同学鈔』をうみだしたその頃の唯識学の世界が決して単一平面的なものではなく、重層的厚みをもって展開していたことの窺われる一段である。長い論義の積み重ねによって、よくみると『了義灯』の中で西明説がすでに認められているとするものである。

(二) なることわりもなく西明説のだされているものに次の二がある。

(1) 「成就七宝」

西明仁王経疏云、皆悉具有而勝劣異云…(128頁上)

(2) 「理事一異」

可_レ見西明疏、依他八喻…(509頁上)

(三) 設問の型で西明説のだされるもの。

『同学鈔』で、西明説が扱われる場合、ほとんどのところにみられるものであるが、その設問の中で西明説を論理的に肯定していると考えられるものである。すなわち『灯』では不義として破斥されているけれども、比量道理として容認されてよいのではないのかとか、慈恩大師説と同じではないのかなどと西明支持の論述がはつきりみられるのである。これは数も多く型もさまざまであるが、その中の一つを例としてあげると、『鈔』巻一九の「了謂了別」の論草に次のようなものがみられる。

問疏中积_二了謂了別即是行相之文_一有三积_一、以_二何积_一為_二正義_一耶

答以下行_二境体相_一初积_上為_二正義_一也、

付_レ之行相者名_二能縁_一何云_レ行_二境体相_一耶、是以瑜伽云_二同_一一所縁不同一行相_一、唯識述_二所縁相似行相各別_一、若_レ以_レ行_二体相_一名_二行相_一、心心所皆同有_二此義_一、豈云_二行相異_一耶、何況見_二論文_一、了別領納等作用各異故云云 此則付_二能縁行相_一名_二行相_一也、若_レ以_レ行_二解相貌云義_一、可_レ判_二正義_一依_レ之諸師拳存_二彼积_一如何、(178頁上—179頁上)

すなわち『論』卷二の「了謂了別」の積で『疏』は三義を挙げる。一行於境体相、二行境相状、三行境行解相貌であるが、どれが正義なのかという問である。答は第一積を正義とするという。それに対して「付之」以下で、第一積は所縁のことではないのか。行相とは能縁のことであり、『瑜伽』『唯識』にもそういわれている。行相能縁が正しいならば第三積行解相貌が正しくないか。諸師—これに西明が含まれるのであるが—第三積を正とするのは許されるのではないのか、というのである。それに対して

灯師……評取_二初解_一云云 故行_二境体相_一云積、是正義也、… 諸能縁見分、行_二親所縁相_一之義、是行相也、設雖_二正智縁_レ如位_一、必行_二親所縁相_一故此釈通_二一切見分_一也、若依_レ行_二相状_一、或行解相貌後_二二積_一者、不_レ通_二無分別_一、無_二相状_一、無_二行解_一故也、其義狭故、不_レ存_二後二積_一也…(179頁上)と答えられる。灯師は評して初積を正とし他をとらない。理由は、「行境相状」「行解相貌」を行相とするならば(1)無分別智には、相状、行解ともないから、それにあてはまらなくなる。(2)「行解相貌」をもって行相とする説をとると、「本識了」を積する時、任運なる本識に行解があることとなる。この二の理由で第二、三積は不正義であるとするというのである。ところがここにまた「尋云」として

見_二論文_一、了謂了別、即是行相云云、是能縁義也、下文、明_二第八識所縁_一畢、即以_二所変_一為_二自所縁_一、行相_レ杖_レ之而得_レ起故云云 此文明_二能縁行_一…若尔、西明要集等諸師、存_二第三積_一尤叶_二道理_一、若行_二境相_一義者、相者是境、行者是心、…行解義、通_二無分別智_一也、故積_二離能詮教_一、謂_レ仏法身真如理、生_二正智解_一名_二説法_一云云 雖_レ無_二有漏虚妄分別_一、以_レ有_二能証所証義_一、猶_レ名_二行解_一也…(179頁上—中)

とさらに問が展開される。すなわち『論』文によって、第三積が道理に叶うこと、行境相の義でも相_二境_一、行_二心_一として理が立つこと、仏の説法というところから行解の義でも無漏智にも通ずるといえるということ、第三積—西明等説—がまちがいでないことを述べているのである。「尋云」以降でも最終的には、『灯』義が正義とされ、問として出される西明説は否定されるわけであるが、とにかく『灯』で一度、破せられたものを、「尤叶道理」としてあげ、そこに道理のあることを、『疏』等をひきながら論証しているのであって、その問のすすめかた自体に第三積への理解、あるいは共鳴ともいべきものがみられるのである。法相宗の論議では、一の問題を深めるために、因明敵者のなごりであろうかわざわざその反定立がだされ、それを媒介として論議がすすめられる。したがって、ここにみた一例の「問」も、あるいは、正

義を明らかにするために、わざわざことさらに提出されているものであるかもしれない。しかし、素直にこれを読むと、ただ単なる論議のための設問とはいえないように思う。議論のすすめかたもまちがってはいない。現に、後、普寂の『成唯識論略疏』には

了謂了別至然行相故、述記以三三義、一積行相二一行於境相
二行境相狀、三行境行解相貌、西明亦作三三積一以第三解
為優、了義灯以為、疏三解中、初解為正、……
寂曰、灯主鑿矣、今乃明心心所行於境行解相貌、第三
解於義穩當⁽⁸⁾

と、西明説が穩当であるとしているのであり、それは、ここにみられる問と全く同じ立場に立つものである。普寂は、法相唯識の正系ではないけれども、少くとも、この問が非義でないことは理解されるであろう。

ここには、「了謂了別」という論草の問のみをみたのであるが、このような問の提示、論議のすすめかたは、西明説の扱われるほとんど全部にあり、時には「若尔、西明意叶道理如何不許耶」(359頁下)というような強いいかたさえもなされるのである。ここには西明説への深い共感がみられるのである。こうした問の立場が、もし、西明寺円測を評価するものとするならば、そうした一つの流れが相当強くあった

といえるのではあるまいか。

(四) 西明説を、慈恩大師説と同一として評価するもの。

これに(1) 議論を持たないものと、(2) 幾分の議論を含むものとある。

(1) 「莊嚴本頌」

依之疏云、然莊嚴論頌文、弥勒所説、長行釈者、世親所為云云、灯第一回之、西明疏亦同……(233頁上—中)

このようになんの議論もみせないでいきなり述べられているものであり、他に「深密異訳」(228頁上)「莊嚴七因」(234頁上)「執受五因」(252頁上—中)がある。

(2) 「不疑正量慧」

問正義意、不疑心所以正慧為體云云、尔者、引何文証之耶、

答明不疑心所雖有三說一文無立破故正否忽難定、所以道証方等人師以第二師為正、云撰勝解、円測憬興等以第三師定護法正義、若尔問者何忽定正否被疑自由耶……但本疏中、引本論疑謂分別異覺為正文証第三師意、不疑説為正見少分、亦有此理云云

付之正義意、疑煩惱有別體、其體非慧、……不疑以正慧為體者、所治疑煩惱以染慧為體、豈不違正義意耶、

答疏文風正否非ニ分明ニ雖レ云云亦有ニ此理ニ指不レ云云正義一、
又第二義為レ本、第三義亦有ニ其理ニ云有、…但於ニ三義中一
付ニ後有義ニ引レ証成レ之、若存ニ此義ニ歟、依レ之唐土人師基
師心第三義護法心也云云 又西明疏、護法正宗第三為レ正云云
…(347頁下—348頁上)

とあるものである。これは『本文抄』の(a)有義不疑即信
所撰、(b)有義不疑即正勝解、(c)有義不疑即正惠撰と
いわれる三説をふまえての論議である。『疏』と円測とが第三
説を正義とするのは如何なる意味に於てであるか。疑煩惱の
体は慧ではなく別体があるとするのが正義であるわけで、疑
の反翻である不疑の心所の体を慧とするのは問題であるわけ
である。『同学鈔』は、疑は猶予簡択を性とし、慧は決断で
ある。したがって、決断しない疑は体慧であることはない。
逆の不疑は不猶予簡択といってよいわけであるから、換言す
れば決断のこととなり、慧を体とするということになる。ゆ
えに、「西明疏、護法正宗第三為レ正」という説が、「亦有此
理」といいうることになるという。これが論議の展開である。
このような論議のすえ円測説が、慈恩説と同じといわれてい
るわけである。このように、議論を重ねて西明説を論証する
ものに他に「貪無漏縁」(358頁上—359頁下)の論理がある。
(五)『灯』では一度破斥されているけれどもその西明説は

慈恩説と同じだから、容認してよいとするもので、「思心所
起推度用」の論草の一箇所にみられるものである。

問尋伺二心所、俱以ニ思慧為レ体云云 尔者思心所、可レ
起推度用耶(406頁上)

という問がだされる。これは『論』卷七の

尋謂尋求令心恩遽於ニ意言境ニ、能轉為レ性、伺謂伺察令ニ心
恩遽ニ於ニ意言境ニ細轉為レ性、此二俱以安不安任身心分位所
依為レ業、並用ニ思慧一分ニ為レ体、於ニ意言境ニ不ニ深推度ニ及
深推度義類別故：

という、思に推度用あるというのと、卷三の

令ニ心造作ニ為レ性、於ニ善品等ニ役レ心為レ業

あるいは、卷五の

令下心取ニ正因等相ニ造中作善等上

の推度用はないというのと、の矛盾からでる問題である。それ
に對して

答、疏有ニ二積一、一云全不推度、二云浅推度(406頁上)
の二積があげられ、まず初積によると、

尋伺二心所俱起ニ推度用一、若思心所無ニ此用一者何為ニ尋伺
体ニ耶

依レ之見ニ瑜伽論說ニ明ニ尋伺一中、謂不深推度所縁思為ニ体性一
文既云ニ不深一、非下顯ニ浅推度ニ之義上、是以義灯中、難下西

明云「思無_二推度_一之義」、此積正違_二瑜伽所說不深推度言_一云云(406頁上)

といふ。全不推度であるならば推度用を起す尋伺の体であることはできぬ。『瑜伽論』の「不深推度」は、浅推度を意味するのではないのか。そこで『灯』は西明が「無推度」を述べているのを破するのであるという。つづいて後積についても矛盾が述べられるのであるが、今は西明説に關連のある初積についての答のみをみよう。

答本疏二積、末_レ断_二邪正_一、各可_レ成_二其意_一也

初積意、心心所行相各別也、設雖_二尋伺体思_一何起_二推度用_一耶、尋伺浅深推度、龜細_レ發_レ言、故思_レ發_レ語言_一故為_二尋伺体_一也、何起_二推度用_一耶、對法論說、尤可_レ為_二其証_一、但瑜伽論云_二不深推度_一者、翻_二慧深推度_一、非_レ云_レ有_二浅深推度_一也(406頁中)

つまり、二積の邪正は未断であつて、各々その意は成立するとして、その上で初積については、心心所は行相各別である。尋伺の体といわれても、尋伺と別の心所の思が推度の用を起すことはない。『對法論』がその証であり、『瑜伽論』の不深推度も特に浅推度があるといっているわけではないと肯定される。『了義灯』では、西明の無推度説は、『瑜伽』の所説に違ふということで破難されているのであるが、

しかし、その説は『述記』の初積に同ずるものであり、理としても成立することが主張されているのである。『灯』の説を、くつがえして西明説を立てているのはここ一箇所である。一箇所ではあるが『灯』の否定が反転して肯定されるということは大切な意味をもつ。

(六) 円測説が不分明であるために『灯』に破せられるのであつて、西明の真意は容認されるべきだとするものである。「種子六義段」の「西明七義」の論草にみられるものである。種子についての『瑜伽論』の七義と『撰論』『唯識』の六義との相撰の問題である。『瑜伽論』の七義とは、(一) 無常法因、(二) 又雖_二無常法為_二無常法因_一、然与_二他性_一為_レ因、与_二後自性_一為_レ因、非_二即此刹那_一、(三) 又雖_二与_二他性_一及後自性_一為_レ因、然已生未滅、方能為_レ因、非_二未生已滅_一、(四) 又雖_二已生未滅方能為_レ因、然得_二余因_一非_レ不得、(五) 又雖_二得_二余緣_一、然成_二變異_一、方能為_レ因、非_レ未_二變異_一、(六) 又雖_二成_二變異_一必与_二功能_一相応、方能為_レ因、非_二先功能_一、(七) 又雖_二与_二功能_一相応¹⁰、然必相称相順、方能為_レ因、非_レ不_二相称相順_一、であり、六義とは、一刹那滅、二果俱有、三恒随轉、四性決定、五待衆緣、六引自果である。この兩者の相撰について、『概要』『了義灯』円測説との間に違いがある。そこから問題がでてくる。

問西明意、瑜伽論七義中、第三義成三果俱有恒隨轉、第五義成三待衆緣云云、淄洲大師可許之耶

答不許也

付之第三義者、雖下与他性及後自性為上、因然已生未滅、方能為因非未生已滅云云、既同雖因与果有俱不俱而現在時、可有因用、未生已滅無自体之故意、豈非果俱有恒隨轉義耶、第五義者、雖得余緣然成變異方能為因、非未變異云云、明非三待衆緣義耶、依之枢要中所解、同円測積也如何、(168頁下)

西明は、七義中、第三義を果俱有、恒隨轉、第五義を待衆縁とする。淄洲はそれを許さない。しかし『枢要』所説は円測積と同じであるから許してよいのではないのかといわれる。それに対して、

答凡諸論中、明三種子義、本論瑜伽出七義、撰論唯識述六義、顯文不同、深意是同、所以若論相撰任枢要略纂解積、第三当三果俱有恒隨轉第五当三待衆縁、准義灯助積、第三已生未滅因当三果俱有一義也、而西明意、第三成前俱有隨轉、第五成三待衆縁云云、義灯破云、今疑所以、余何不成、独成二耶、又若成前更無別義何故瑜伽下又建三立因有中七種相上云云、能破之旨分別也、成三先義云事、未知其由故、付円測積所致難破也、

(168頁下)

と答えられる。七義六義は、文不同なるも深意は同である。だから、『枢要』『略纂』の説をとるのが普通である。その意味で円測説もまちがいでない。『灯』がそれを破するのは、その所以が明瞭でないからである。第三義が果俱有恒隨轉であつて、なぜその他でないのか、未だ其由を知らずといわれるのである。ところが『同学鈔』はつづけて、

尋云、西明所述尤順本論、正見彼文、第二義云与他性為因亦与後念自性為因、明三果俱有恒隨轉、第三義云又雖興他性為因及与後念自性為因然已生未滅方能為因、重成三前俱有隨轉義也、第四義云又雖已生未滅方能為因然得余因、明三待衆縁、第五義云又雖得余縁然成變異方能為因、重成三前待衆縁義也、爰以如円測積前義所殘、重成之故、更開之云事、是以枢要中瑜伽顯為因之世不同、第二義外云已生未滅、明衆縁熟變、第四義外判然成變異也云云、文言雖異意同、円測何致別難設劬勞難耶(168頁下—169頁上)

という。瑜伽七義の文の第三義は、第二義果俱有恒隨轉の義を重ねて説くものであり、第五は、第四で説き尽さなかつた成變異の面を述べるのであるから、第四義と同じく待衆縁と考えられる。それは、『枢要』中、第三義は第二義の因の三

世を分析して別立したものであり、第五義は、第四義中の衆縁熟變の面を第五義として立てたのであるというのと同じく、西明の所述は『瑜伽』の論旨に順うものであると救積される。西明説への積極的理解である。そして最後に、

西明所積依_レ不_ニ分明_ニ疑_ニ其所以_一、若如_ニ枢要_ニ存_ニ其実義_一、何強疑_レ之耶、以_レ非_ニ明_ニ顯別致_ニ徵難_一、是宗家常例也、豈始疑_レ之耶、宗家難破、本為_ニ摧_レ邪入_ニ正也、円測遂歸_ニ正理_一、如_ニ疑難者誰可_レ遮_レ之耶(169頁上)

と結ばれる。結局、西明の所説が不分明なので、その所以理由が疑われるのであって、『枢要』の如く明晰であれば問題はおきない。宗家の難破は摧邪入正のためであるから、円測説が正理に帰すればそれでよいとするのである。『同学鈔』はこの後、『了義灯』の助積も成立する理由を述べているが、とにかく、ここでは、『了義灯』で破難されている西明説が再評価されているのである。

(七) 円測説も一応認めてよいであろうとするものである。これに「非黄見黄」(88頁上—89頁上)「慧証身不証等」(145頁十一中)「亦即亦離」(369頁上—頁下)「仁王十善道」(526頁中)がある。

一例として「亦即亦離」の論草についてみよう。この間は『本文抄』二四卷をうけるものである。

問付_ニ薩迦耶見不同_ニ且可_レ有_ニ亦即亦離我見耶(369頁上)
我見に亦即亦離の我見があるかどうかというのである。それについて、

答望_ニ五蘊_ニ計_ニ亦即亦離_ニ人不_レ可_レ有_歟、両方不明(369頁上)

といわれるが、

：義灯中、引_下有_ニ此計_ニ西明積_上：既即蘊離蘊計許_レ有_レ之何無_ニ亦即亦離見_ニ耶：(369頁上)

とつづき、『義灯』中、西明積がこの見あるとするのを引いており、即蘊離蘊計があるならば亦即亦離見もあってよいのではないのかといわれる。それに対して、

答外宗所立雖_レ僻、涯分非_レ無_レ由、以_レ我望_レ蘊、非_レ計_レ即、望_ニ一法_ニ又又執_レ離耶、我与_レ蘊非即非離故、可_レ有_ニ俱非句_一：我執之中無_ニ非即非離執_ニ耶、：但雖_ニ一人所計我_ニ隨_ニ所計法_ニ不_レ可_レ遮_レ得_ニ即離之稱_一、如_下五蘊法上我名_ニ即蘊_ニ虚空等法我稱_中離蘊_上是也、以_ニ大乘真如有_ニ在纏出纏法身仏性流轉実相等不同_ニ可_レ為_ニ例証_一也、若依_ニ此義_ニ有_ニ亦即亦離見_一、非_ニ強相違_一也：(369頁中)

といわれる。我と蘊とは、即ともいえず離とのみともいえない。我と蘊とに非即非離があるならば、我執にも非即非離があつてよい。大乘真如に種々相反した不同の名がある如く、

我見に非即非離の反対である亦即亦離があつてもあながちに相違ではない。したがって、西明釈が、亦即亦離我見を一説として引いているのも許されることになるというのである。

「慧証身不証」の論草では「但且縦成申之者」といって、西明説を、しばらくゆるしていえばという仮定型をとりながら、西明説の成立を論証している。この型の西明評価は前説をくつがえしたり、再評価したりするというのはな積極性はないが、それだけに、西明説への深い同情がうかがわれるといえるであろう。

(八) 最後は『了義灯』『演秘』との関係で西明説がとり扱われるものである。「火弁立自証分歟」の段に次のようなものがみられる。

問火弁論師意可立自証分耶、若立者演秘引有人義、云三世親同時唯二分故不破之、余所義灯載西明義、世親同時唯二分故文又無能破文、若依之尔者灯中立自証分(289頁上)

この問は、『論』巻四、末那所縁を明すところの第二師(火弁等)の説として、

此意但縁被識見及相分、如次執為我及我所、相見俱以識為體故不違聖説

についての問題である。『論』に「以識為體」といわれるの

であるから、三分説と考えるのが順当である。『同学鈔』が「可立自証分耶」というのはそこである。ところが『演秘』では

有義即心自体説名見分、非四分中第二見分、世親同時唯二見分故⁽¹³⁾

とあって、この自体分は、見分のことであつて、四分の見分ではないといい、「世親云云」の文をひいて、二分説として解釈し、それを破していない。『了義灯』も西明説として同文を引いて二分説による解釈を破していない。火弁説を二分、三分のいずれと考えるべきかというのが問題である。それに対して

答火弁宗義未見明文、但立三分歟、論中相見以識為體故云、相見之外拳識当自体分、是以義灯述火弁義見分作用、故執為我、自証沈隱、故不執之、但立三分人亦許二分二分理、故任唯二依他性文又立三分歟、是則為二分師二分師不知下立三分云事、不尽理故自義不云二分師、又非無此一門故不破之歟(289頁上)

と答えられる。つまり、火弁宗義は不明であるが三分説ではないか。『灯』が「自証沈隱故不執之」といっているのは、暗に自証分を立てるといふ解釈に立つことであるし、三分説

の中には、一分説、二分説も含まれるので、西明釈の二分説解釈を破斥しないのであろうというのである。すなわち、ここでは、西明釈は容認されてよいこと、それが『了義灯』で述べられていること、しかもその西明釈と同一のものが『演秘』にみられること、したがって、『演秘』、西明釈では二分説と解釈されているが如くみえるが三分説として解釈してよいのであろうということの四点が述べられているわけである。

以上、一七論草と設問とを八の型に分けて、西明説がどのような扱いをうけどのような評価をくだされているかをみてきた。紙数の都合で、『論』『疏』『灯』『本文抄』などとの関係を十分に検討することはできなかったが、『同学鈔』で西明寺円測が肯定的評価をうけているところは一応挙げえたと思う。一一〇〇余論草の中のわずか一七論草の評価であるから、これをもって全体を推すのは危険である。しかし、少くとも、一面では異端邪説と呼ばれる西明説が正統な唯識学書の中で、積極的に肯定されている事実を知ることができるであらう。

(七)

日本唯識学の基底になるものは、三祖の定判である。それ

が定判と呼ばれるように、日本唯識学の所依たるものである。ところが、いま見た如く、定判の中で批難されている西明説が肯定的に再評価されているのである。設問の型での西明説の提示には『灯』で一度否定されたものに、正の理あるをみいだそうとする積極性が強く感じられた。また、ときには、『灯』をくつがえしてまで西明説が評価されていた。一面では「雖_三理亦通_二法師既為_三入室之徒_一、故依_レ灯_レ正、_三溜洲慈恩函杖、知_三本疏意_二尤可_レ依_三義灯_二文_一」(145頁上)といわれて『義灯』を所依とすべきことが強くいわれながら、反面ではそれを超えた論証がすすめられているわけである。しかもその論述には、西明説への実に深い同情が感じられるのである。

では、その西明説支持は、どこから生まれたのであろうか。前にみたように、西明説の扱いは、是非いずれにしても『了義灯』によるものであった。したがって、西明説の肯定は『灯』にのつとるか、『灯』で否定されたものをくつがえして肯定するかのいずれかになる。『灯』説をうける場合は問題ない。『灯』説をくつがえすのはなにを根拠とするのであろうか。それを三祖の定判の中に求めるとしたら、一は直接的には智周の『演秘』にしたがうことであり、二は三祖の定判の中に流れる理長為宗の精神にのつとることであらう。

『演秘』の学風は、『了義灯』と異って包容的である。西明説についても『灯』の如く、きびしい批判をむけるだけでなく、むしろ、とるべきはとるといふ態度がみられる。したがって、三祖の定判を所依とするといふことは、智周の説にしたがうことでもあり、その方向から『灯』で破斥された西明説を救済することも可能である。ところが、この型の扱いは、最後の一論草にみられるだけであり、しかも、それは、決して『演秘』を強力な根拠とするものではなかった。西明説の評価は『演秘』によるものが主力ではないといえるようである。

そうすると、評価の根拠に考えられるのは、理による論証の正しきというほかはない。ここに、煩わしいまでに『同学鈔』にしたがって、その論議のすすめかたをみたのは、その論証の道筋をみたかったからである。対論のすべてをだすわけにいかなくなったけれど、西明説が、どのような筋道によって、理あるものとして論証されているかの大概はみ得たかと思う。そして、そこにあるのは、理の筋道をたてて考える限り、西明説にも一理あること、しかもそれと同じものが『疏』の中にみられることもあるという論証である。これは、三祖の定判をそのままうけるという態度ではない。むしろ、三祖の定判の根底にある精神をうけるともいふべきものである。

う。理にしたがう精神である。そこで、理において過なければ、かつて否定的評価をうけ、破斥された学説をも改めて再評価することが可能になる。『了義灯』で批難されている西明説も、理において再び評価の対象になるのである。もちろん、もう一つみおとしてならないものに日本における朝鮮唯識の系譜という問題がある。しかしいまそれにふれる余裕もなく、問題を「同学鈔」に限って考えてみる限り理長為宗の精神を読みとるのが妥当のように思われる。

この精神が『同学鈔』の根底にあった。そしてこの精神こそが、日本唯識学を細密な体系の展開にむかわせたものであったが、しかしそれはまた、伝承の枠を超えて、無限に拡がる可能的力ともなるものであったといえないであろうか。現に『同学鈔』自身が、西明寺円測の学説の扱いにおいて、それをみせているのである。そして、飛躍のないかたをすれば、その『同学鈔』の精神が、貞慶、良遍両師の求道の奥底にそそぎ、伝承の枠を超えた独自の唯識学樹立の増上縁として働いていると考えられないであろうか。『同学鈔』と貞慶・良遍をつなぐものは、決して単純な直線ではないであろう。ある意味において、それは、鎌倉時代にける新旧両仏教の内面的接触の難問を凝ってそこに結集しているともいえる。その時代の動揺と摸索を一身に背負って立つ両師であっ

たともいえるであろう。それらについては、多くの視点からの検討を必要とするので、あらためて論攻したい。この小論では『同学鈔』における西明寺円測説の扱いを通覧し、両師の内面に流れる法相唯識の理の尊重の精神も、その一つの延長として捉えられるのではないのかということ述べたまでである。

註

- (1) 島地大等氏『日本仏教教学史』勝又俊教氏「鎌倉時代における唯識観の実践―貞慶の唯識観―」(『印度学仏教学研究』15―2)「鎌倉時代における法相教学の諸問題」(『印度学仏教学研究』16―2)富貴原章信氏「解脱上人とその念仏」(『日本仏教学会年報』三十四)山崎慶輝氏「鎌倉期に發揮された唯識説」(『日本仏教学会年報』三十四)太田久紀「良遍の思想」(『印度学仏教学研究』15―1)「良遍真心要決と禅」(『日本仏教』25)「法相宗における禅の影響」(『駒沢女子短大研究紀要』1)等参照
- (2) 富貴原章信氏『日本唯識思想史』一四六頁(「西明疏」は本文抄にもしばしば引用されているから、我国でも平安末期に於ては未だ存在していたと見られる……)
- (3) 佐伯良謙師「法相宗綱要」(『仏教大学講座』八卷二八頁)「彼の鎌倉期の尋伺抄や同学抄の出現は実に材料を本書(本文抄)に得し結果かと想像されるのである。」
- (4) 宇井伯寿氏『印度学研究』第六526―528頁
- (5) 大正・66・68 下―70 中
- (6) 大正・43・762 中
- (7) 大正・65・731 上「問今論意二障体限自性歟、將通眷屬歟、又西明意積二障体、今論自性体、仏地論通眷屬体云溜洲大師可許之耶」
- (8) 大正・68・35・下―36・上
- (9) 大正・65・598・上
- (10) 大正・30・302・中
- (11) 大正・65・608・上「問、付外道執見且薩迦耶見中可有亦即亦離見耶」
- (12) 大正・63・680 中「西明云、此三分二分以積變言、自有三説、一云初三分安慧等八師積、除親勝火弁世親同時唯立二分……」
- (13) 大正・43・898・上